サプライヤー
サスティナビリティガイドライン

上原ネームプレート工業株式会社

はじめに

2015年の全国連加盟国がより良き将来を実現するために、今後15年かけて極度の貧困不平等、不正義をなくし、私たちの地球を守る為の計画「アジェンダ2030」を採択してSDGsに取組を開始したことにより、ステークホルダーであります顧客のサプライチェーン展開により弊社でもSDGsの取組みをスタートすることになりました。昨今、企業を取り巻く環境はますます多様化しており、このような環境変化の中、企業には、新たな価値の創造により、環境、人権をはじめとするさまざまな社会課題の解決に取り組むことで、持続可能な社会の実現に向けて貢献すること（サスティナビリティな取組み）が求められています。

社会からのサスティナビリティな取組みに対する期待の高まりに伴い、上原ネームプレート工業のみならず重要なビジネスパートナーであるお取引先の皆様にも「上原ネームプレート工業のサスティナビリティの考え方」をご理解いただき、一体となって推進していくことが必要不可欠となっています。お取引先の皆様と共に、多様なステークホルダーの期待や要請を製品や取組みに反映し、その実績を社会へ開示、対話することを積極的に進めて参ります。

本ガイドラインを通じて、お取引先の皆様と上原ネームプレート工業が「サスティナビリティ」に関し共通認識をもち、積極的なサスティナビリティ活動を行い、共に社会から存在を期待され成長し続けたいと考えております。お取引先の皆様においても、本ガイドラインに基づく取組みを推進していただきますとともに、皆様のお取引先へも取組みを要請していただきますようお願いいたします。

1.ガイドライン発行の目的

このガイドラインは、存在を期待される企業を目指し、お取引先の皆様に「サスティナビリティ」をご理解いただき、共に推進するために期待する基本事項を明示しています。お取引先の皆様には、これらの基準を遵守していただき、そのサプライチェーン全体に落とし込んでいただくことが期待されています。

【各項目に対する上原ネームプレート工業の基本的な考え方】

1) 安全・品質

経営理念にもあります「顧客第一」、「世界に通用するものづくり、人つくり」「環境と安全に配慮した活動」により安全で環境のよい職場から顧客に喜ばれる品質の良い製品づくりを目指します。

2) 人権・労働

上原ネームプレート工業ではすべての従業員及びお取引先などの関係先の意思や人権を尊重し、差別なく公平に取り扱う。また労働安全衛生についても「環境と安全に配慮した活動」という理念から労働環境や安全衛生を守ります。

3) 環境

「環境と安全に配慮した活動」の経営理念により製品開発から生産、廃棄に至るライフサイクル全体での環境負荷の低減を目指す。その活動を効果的に行なうために、環境負荷物質の低減を図ると同時に、環境を配慮した製品の購入に努める。また、企業活動の全てにおいて生物多様性の保全を目指します。

4) コンプライアンス

遵法精神が高い企業であるために社会の一員として法律を誠実に遵守し、かつ社会の常識に則った倫理的行動に努める。

5) 情報開示

社会から信頼と共感をより高めるため、迅速かつ適切な情報開示を図り、透明性を高めることに努める。

2.対象分野・項目

1.安全・品質

1)顧客ニーズに応える製品、顧客の要求事項をを把握して、環境にやさしい、品質の良い

製品を安全に配慮した製品を作る。

2)製品・サービスの安全・品質ガバナンスの徹底

各国・地域ごとに定められた安全・品質法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。

3)製品・サービスの安全・品質確保

安全・品質を確保する全社的な仕組みを構築・運用する。

2.人権・労働

1)差別撤廃

あらゆる雇用の場面(※)において、人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした差別を行わない。※応募、採用、昇進、賃金、解雇、退職、業務付与、懲罰等

2)人権尊重

人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした、職場におけるあらゆる形態のハラスメントを許さない。

3)児童労働の禁止

各国・地域の法令による就労可能年齢に達しない児童の労働は認めない。

4)強制労働の禁止

全ての労働は自発的であること、及び従業員が自由に離職できることを確実に保証し、強制労働、奴隷労働、人身売買は行わない。

5)賃金

最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域の法令を遵守する。

6)労働時間

従業員の労働時間(超過勤務を含む)の決定、及び休日・年次有給休暇の付与その他について、各国・地域の法令を遵守する。

7)従業員との対話・協議

従業員の代表、もしくは従業員と、誠実に協議・対話する。従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を、各国・地域の法令に基づいて認める。

8)安全・健康な労働環境

従業員の職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故・災害の未然防止に努める。

9)紛争鉱物への対応

製品に含まれる鉱物資源の調達には、紛争鉱物不使用のコンフリクトフリーの精錬・精製業者の採用に努める

3.環境

1)環境マネジメント

幅広い環境活動を推進する為、各国・地域の法令を遵守するとともに全社的な管理の仕組みを構築して、継続的に運用・改善する。

2)温室効果ガスの排出削減

地球温暖化防止に貢献するため、事業活動での温室効果ガスの排出管理を行い、削減活動を推進する。ならびにエネルギーの有効活用に取り組む。

3)大気・水・土壌等の環境保全

大気、水、土壌等の環境保全に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、継続的な監視と汚染物質の削減を行い、環境保全に努める。

4)省資源・廃棄物削減

廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、資源の有効活用を通じて廃棄物最終処分量の削減に取り組む。

5)化学物質管理

環境汚染の可能性がある化学物質の安全な管理を行う。製品については、各国・地域の法令で禁止された化学物質を、当該国・地域においては含有させない。製造工程においても禁止された化学物質は使用せず、各国・地域の法令で指定された化学物質に関しては、法令に基づき排出量の把握・行政への報告を行う。

4.コンプライアンス

1)法令の遵守

各国・地域の法令を遵守する。コンプライアンス徹底の為の方針や体制、行動指針・通報制度・教育等の仕組みを整備し、実施する。

2)競争法の遵守

各国・地域の競争法を遵守して、私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合等）、不公正な取引方法、優越的地位の濫用などの行為を行わない。

3)腐敗防止

政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努める。不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的に、ビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭の授受・供与は行わない。

4)利益相反の禁止

自社の利益に反して、自己、お取引先または第三者の利益を図る行為を行わない。

5)機密情報の管理・保護

顧客・第三者・自社従業員の個人情報、及び顧客・第三者の機密情報は、正当な方法で入手するとともに、厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護する。

6)通告者保護

従業員や仕事関係者が苦情処理をしたことによって、解雇、脅迫、嫌がらせ等不利益な行動の対象にならないように保護する。

7)輸出取引管理

各国・地域の法令等で規制される技術・物品等の輸出に関して、適切な輸出手続・管理を行う。

8)知的財産の保護

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産の不正入手・使用、権利侵害を行わない。また仕入れ先からの納入品に偽造部品や偽材料が混入するリスクを最小化するため、有効な検知プロセスを確立、管理を行う。

9)反社会的勢力との関係禁止

当社は社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、

毅然とした態度をとり、決して関わりを持ちません。

5.情報開示

1)ステークホルダーへの情報の開示

財務状況・業績、事業活動の内容などの情報をステークホルダーに対し、適宜・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼関係の維持・発展に努める。

3.お取引先の皆様へ

本ガイドラインを通じて、お取引先の皆様と上原ネームプレート工業が共通認識をもち、積極的にサスティナビリティに取り組むことで、共に社会から存在を期待され成長し続けていきたいと考えております。

1)ガイドラインの遵守

お取引先の皆様と締結しております「取引基本契約書」と併せ、本ガイドラインの遵守をお願いいたします。

2)体制構築

本ガイドラインに基づくサスティナビリティの取り組みを推進する為、社内体制を構築して、継続的に運用・改善することをお願いいたします。

3)サプライチェーンへの周知徹底

お取引先の皆様の調達先、サプライチェーン全体にも、本ガイドラインの周知徹底を推進していただくことをお願いいたします。

4)遵守状況の確認

お取引先の皆様に本ガイドラインを遵守していただいていることを確認させていただく為、必要に応じて関連する帳票類・データのご提出及び現地(工場)調査をお願いさせていただく場合があります。対象のお取引先には、別途ご依頼をいたします。

5)コンプライアンス違反発生時の措置

万が一、お取引先の皆様の事業活動においてコンプライアンス違反が発生した場合、上原ネームプレート工業への即時報告、原因調査とその結果の報告、さらに再発防止対策の提出をお願いいたします。適切な処置が施されない場合は、新規見積依頼書の発行を一時的に停止、または他のアクションを取らせていただく可能性があります。

2020年　１月　１日
上原ネームプレート工業株式会社
代表取締役社長
上原 洋一

〈発行者/問い合わせ先〉
上原ネームプレート工業株式会社
購買グループ

UNP UEHARA